

三田市の都市計画に関する基本的な方針

Sanda City : Basic Policy on Urban Planning and Design Strategies for Urban Shrinking.

2015 → 2035



目次

計画の前提

- 1 超成熟期の都市計画マスタープランの役割
- 2 都市計画マスタープランとは

将来の展望

- 4 今後 20 年間の展望と課題
- 12 将来展望の総括

都市計画に関する基本的な方針

- 15 都市機能の立地適正化 / 地域交通ネットワークの充実
- 16 都市防災力の強化 / まちの魅力の向上

将来都市形態の実現方策

- 18 市街地密度の誘導
- 24 都市拠点区域の配置
- 26 生活支援機能の誘導
- 28 公共交通の充実
- 28 幹線道路網の整備
- 30 地域の魅力・居住環境の向上
- 32 公共施設のマネジメント
- 33 農村地域の土地利用の弾力化
- 36 地区まちづくりの支援

はじめに

市制施行以来、本市は人口3万3千人の農村都市から11万5千人の中核都市へ発展と拡大の道を歩んできました。良好な住環境を有した住宅地整備をはじめ、雇用の場を確保するための産業団地の建設、住みよい環境づくりのための医療や教育機関の立地などを進めてきた結果、全国有数の「住みやすいまち」として高い評価をいただいています。

しかし、近年、都市を取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけ、わが国の少子化と超高齢化、人口減少というメガトレンドは、年金や医療、福祉に留まらず、近い将来、空家や空地の発生、公共施設の余剰、都市基盤の維持費負担など都市空間にも大きな影響を及ぼすことになるでしょう。

そして、本市においても、いよいよ人口減少局面が迫っています。これは、拡大を前提とした計画思想をもとに進めてきた従来の都市づくりに、大きな変革を求められているということです。こうした認識のもと、都市計画の観点から本市の将来の都市形態とその実現方針を明らかにした「三田市の都市計画に関する基本的な方針」を改定いたしました。

本方針では、人口減少下の今後20年間の将来展望を明らかにした上で、「都市機能の立地適正化」「地域交通ネットワークの充実」「都市防災力の強化」「まちの魅力の向上」の4つの基本方針に沿った都市づくりの道筋を示しています。また、安心して暮らせる魅力的な都市空間に柔軟に近づけていくことを目的に、市民・民間主導の都市づくりを積極的に進めるための枠組みも取り入れました。

今後、本方針の取り組みを市民、事業者の皆様と共に着実に進め、すべての人に「三田に来てよかった」「住んでよかった」と実感いただける魅力と活力にあふれた都市づくりを進めてまいります。

最後に、本方針の改定にあたり、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、多大なご尽力をいただきました三田市都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成27年7月



三田市長 竹内英昭

超成熟期の都市計画マスタープランの役割

今後 20 年間に展望すると、本市においても、いよいよ人口減少時代に突入します。人口減少局面では、これまでのような宅地ニーズは減少し、開発圧力が大幅に低下すると予想されます。実際の都市空間では、空家や空地の発生、企業の撤退に伴う土地利用転換が時間的にも空間的にもランダムに「点」的に発生し、不測の変化が予見されます。

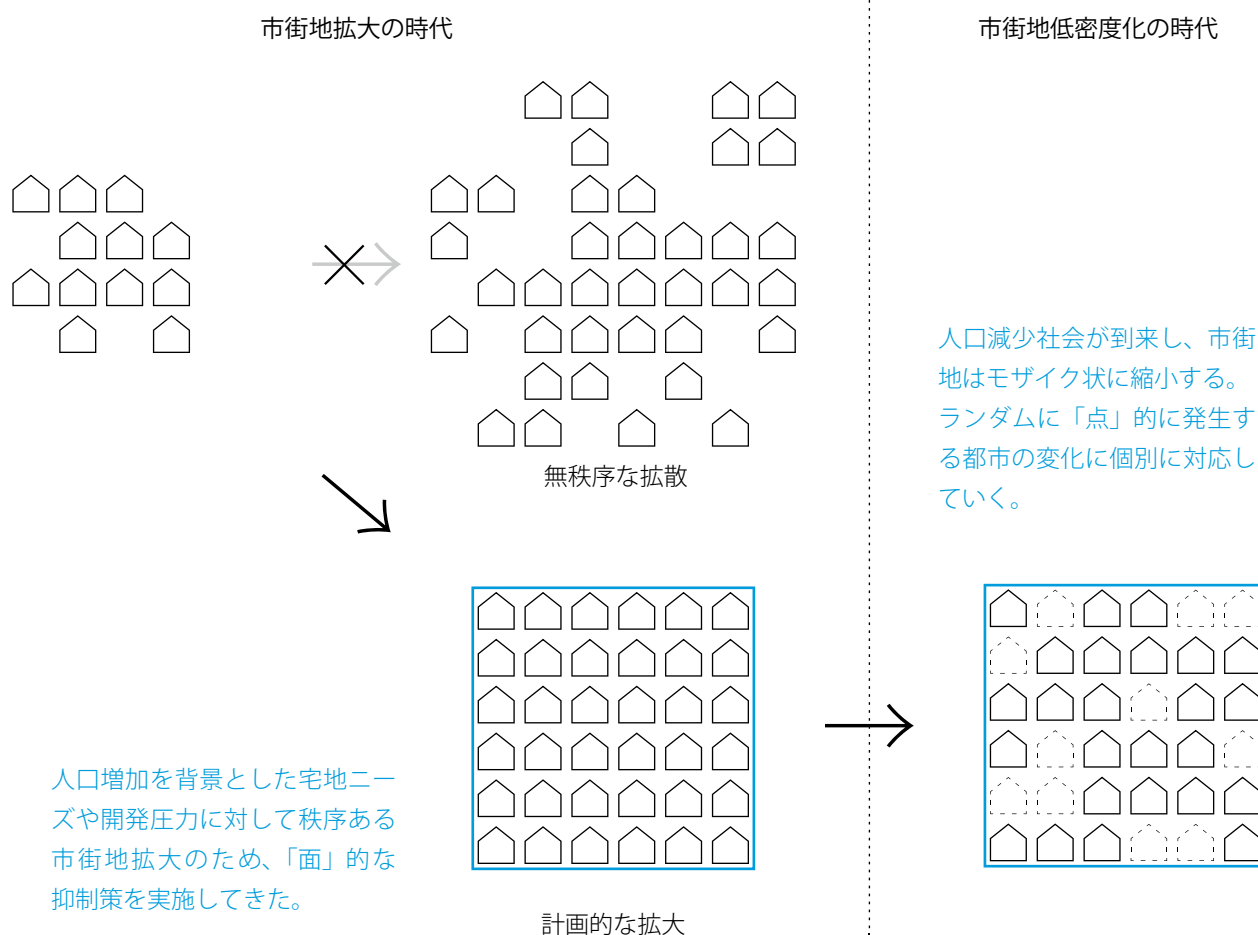
こうした将来を見据えると、かつての右肩上がりの時代のように、現在の延長線上に未来があると仮定してビジョンを描き、人口増加と市街地拡大を背景とした開発圧力に対して、「面」的な抑制を実施してきた従来型の都市計画とは異なる視点が必要です。

ランダムに発生する点的な課題に対して、時間軸を意識して都市計画を変更しつつ、市民の安心して暮らせる魅力的な都市空間に、柔軟に近づけていくという視点です。

そして、個別の動きの積み重ねによって自ずと形成されていくという都市の形成原理を踏まえ、民間事業者が行う建築や開発行為、市民の主体的なまちづくりによる都市計画提案等を市街地環境を改善していく好機と捉えて、適切に誘導していく必要があります。

このようななか、都市計画マスタープランは、従来のビジョンを提示する機能に加え、ランダムに発生する土地利用転換や開発などを多面的な基準に基づいて評価し、許容すべきか否かを適切に判断できるような評価ツールとしての役割が重要になっています。

このため、本方針では市街地密度の低下を見据えた都市づくりの道筋を示すと共に、時間軸と民間建築活動を活用した都市空間の形成を図るための枠組みとして、都市計画提案の受理・評価基準を示します。



都市計画マスタープランとは

位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく法定計画で、市総合計画（市町村の建設に関する基本構想）や県の策定する都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に即し、関連する諸都市との整合を図りつつ定められるもので、本市の決定する個別具体の都市計画の指針です。

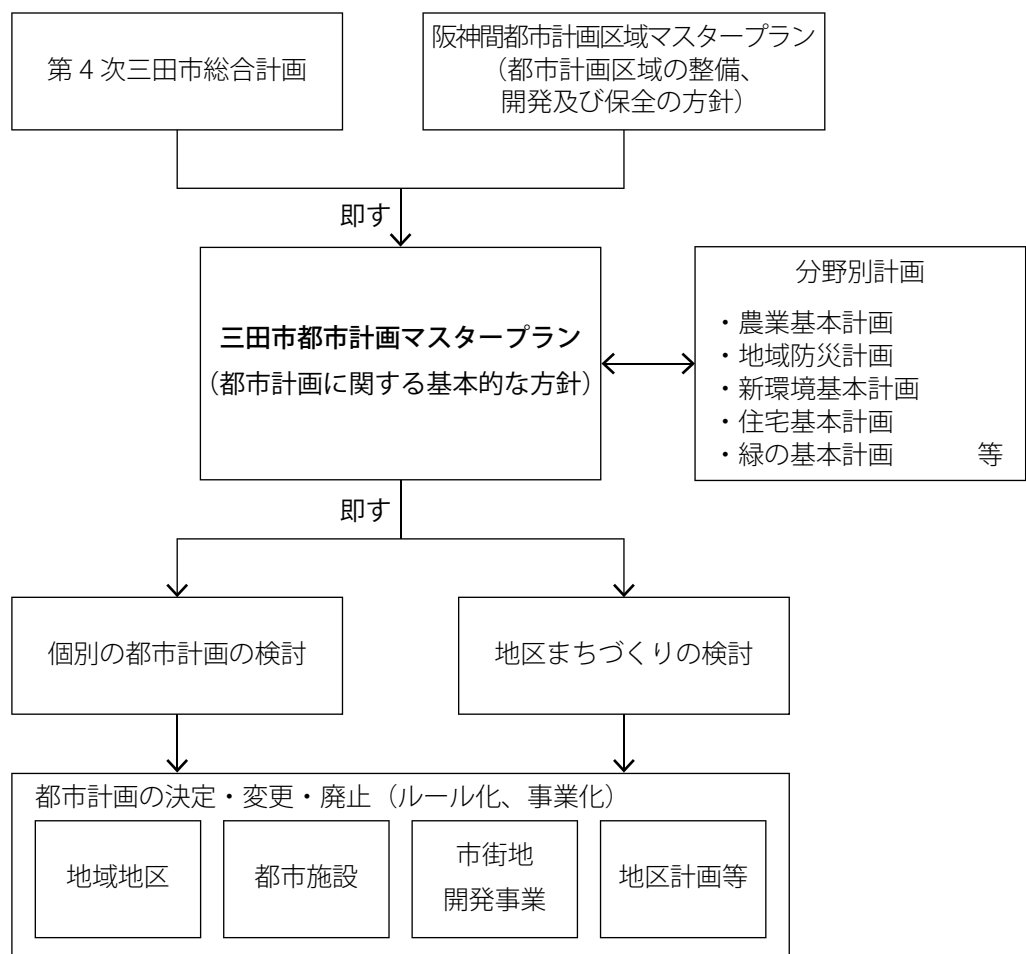
平成 24 年 10 月に策定された「三田市第 4 次総合計画」では、将来都市像「人・まち・自然が輝く三田」を実現するため、三田まちづくり憲章の項目毎に、いくつかの「将来のまちのイメージ」を設定した上で、これの実現に向けた各種取り組みを進める方針となっています。

この将来のまちのイメージは「さんだの夢・未来を描くワークショップ」において市民から提案された内容などを踏まえたものであり、共有されたイメージです。

本方針では、これらの都市のイメージを都市計画の視点から推進し、実現していくための方針を示します。

計画期間

計画年次の基準年次を平成 26（2014）年とし、概ね 20 年間（平成 47（2035）年）に行うべき都市づくりを展望しつつ、目標年次を概ね 10 年後の平成 36 年とします。



都市計画マスタープランの位置づけ

将来のまちのイメージ（第4次総合計画抜粋）



三田まちづくり憲章	将来のまちのイメージ (第4次総合計画)
命を大切にし、互いに助け合う、心ふれあうまちをつくれます。	人と人がつながり、支えあうまち
誰もが元気で笑顔があふれる、希望に満ちたまちをつくれます。	安全に、安心して暮らせるまち 健康でいきいきと暮らせるまち
美しい風景を守り、自然と共に育つまちをつくれます。	安らぎと潤いのあるまち 自然と共生するまち
伝統を尊重するとともに、新しい市民文化のまちをつくれます。	未来を担う人を育むまち 三田らしさを守り育てる文化のまち
里の恵みを大切にし、未来につなぐ活力あるまちをつくれます。	活力とにぎわいのあるまち

- 都市計画に関連する内容の記載がある「将来のまちのイメージ」